

令和 8 年度事業計画書

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 3 1 日

1 事業の実施方針

令和 7 年度の配合飼料価格は、第 3 四半期まで輸入原料価格が高値安定で推移したことにより補てん発動はありませんでしたが、第 4 四半期に価格上昇のため、1,750 円/ t の補てんが 2 年ぶりに発動されました。

令和 8 年度については、輸入飼料の原料高と円安基調等により、配合飼料の値上がりも予想されることから、今後とも飼料価格等の情勢を注視していく必要があります。

また、県事業として、令和 7 年度の対象となる飼料に対し、200 円/ t の補助事業が実施されましたが、令和 8 年度も継続実施される予定となっています。

肉用子牛生産者補給金制度については、令和 7 年度新たな業務対象年間に入りましたが、黒毛和種をはじめ、乳用種、交雑種の子牛価格の上昇により、発動はありませんでした。

令和 8 年度は、保証基準価格は引き上げられましたが、素牛不足は継続する見込みであり、優良和子牛生産推進緊急支援事業など、適切に事業を実施することとしています。

また、令和 7 年度の肉用牛肥育経営安定交付金制度については、乳用種で全月、交雑種で 3 回発動ありましたが、肉専用種は発動されませんでした。今後は肥育素牛の高騰と枝肉価格の低迷により、肥育経営の環境は益々厳しくなることから、肉専用種についても価格の動向に注視が必要です。

一方、家畜衛生面においては、鳥インフルエンザや豚熱などの国内での発生が継続しており、県内でも野生イノシシから豚熱発生事例があるなど、海外からの観光客が増加する中、新たな悪性疾病の発生が危惧される状況にあります。

今後とも、会員はじめ関係機関と連携し、防疫対策に引き続き取り組んでいく必要があります。

このような厳しい情勢の中、当協会としては、会員傘下の畜産農家の健全な発展のため、会員各位と連携を密にして、主事業である配合飼料価格差補てん事業の円滑な推進及び各種の畜産振興対策事業を積極的に取り組んでまいります。

2 事業計画

(1) 配合飼料価格差補てん事業

当協会業務方法書等により締結した配合飼料価格差補てん基本契約(令和 7～10 年度)に基づき飼料荷受組合を通じて、基金の契約、積立金の徴収、数量報告、補てん金の支払いなどの業務を適正かつ円滑に推進します。

令和 8 年度の加入畜産経営者の積立金の額は、800 円/t となります。また、令和 8 年度の新規加入者が納付しなければならない別途納付金は 920 円/t となります。

(単位： 円/t)

区 分	加入畜産 経 営 者	契 約 製 造 業 者			合 計
		基 本	積 増	計	
通常補てん積立金の額	800	800	800	1,600	2,400

① 令和 8 年度契約数量

契約数量は 309 戸 の 263,481 トン (前年比△4%) となります。

② 通常補てん積立金の四半期別の積立計画

期 別	契約数量（t）	積立金額（円）	備 考
第1四半期	64,769	51,815,200	800 円/t
第2四半期	63,085	50,468,000	800 円/t
第3四半期	69,252	55,401,600	800 円/t
第4四半期	66,375	53,100,000	800 円/t
計	263,481	210,784,800	

(2) 飼料価格高騰緊急対策事業(県単)

飼料価格の高騰による畜産経営への影響緩和のため、飼料コスト低減に取り組む農業者の令和8年度の配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金の一部（200 円/トン）が支援されます。

(3) 肉用子牛生産者対策事業

① 肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛生産者補給金制度については、全国の平均売買価格が保証基準価格等を下回った場合、その差額の全部または一部を国が支払う制度です。

さらに、和子牛のブロック別平均売買価格が、発動基準価格を下回った場合、優良和子牛生産推進緊急支援事業及び和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業により、飼養管理向上等に取り組む生産者に取組に応じた定額の奨励金が交付されます。

なお、(一社)長崎県畜産物価格安定基金協会と肉用牛農家との間で締結された生産者補給金交付契約に係る事務（優良子牛生産推進緊急支援事業などを含む）について、当協会が事務委託を受け、子牛の個体登録、販売・異動・保留確認及び積立金の徴収等の業務を行い、肉用子牛生産農家の経営安定に引き続き取り組んでまいります。

令和8年度の保証基準価格等

		価 格（円/頭）
黒毛和種	保証基準価格	600,000 円
	合理化目標価格	457,000 円
乳 用 種	保証基準価格	174,000 円
	合理化目標価格	119,000 円
交 雑 種	保証基準価格	274,000 円
	合理化目標価格	216,000 円

肉用子牛生産者補給金制度と併せて実施される肉用子牛対策

○優良和子牛生産推進緊急支援事業 発動基準 620,000 円（黒毛和種）生産者取組

○和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業 発動基準 620,000 円（黒毛和種）集団取組

令和8年度事業計画

品種区分	参 加 農家数	個体登録 計画頭数	生 産 者 積 立 金 (1/4)	
			単 価	積立予定額
黒毛和種	4 戸	1,400 頭	400 円	560,000 円
乳 用 種	1	100 頭	1,250 円	125,000 円
交 雑 種	2	2,500 頭	600 円	1,500,000 円
計	5	4,000 頭	—	2,185,000 円

注 契約戸数は、1 戸の生産者が複数種登録しているため合計が一致しない。

(4) 肉用牛肥育経営安定交付金制度

(一社)長崎県畜産協会が、肉用牛肥育農家との間で締結している肥育牛補填金交付契約に係る事務について、当協会が事務委託を受け、個体登録の申込み、販売・異動報告書の点検・送付及び負担金の徴収・納付などの業務を行い、肉用牛肥育農家の経営安定に取り組んでまいります。なお、この制度は、令和7年度より3年間第3業務対象年間で実施しており、今年度が第3業務対象年間の2年目となります。

① 1頭当たり負担金（令和8年度） (単位：円/頭)

区 分	1頭当たり 負 担 金	負 担 区 分			
		農畜産業振興 機構 (3/4)	生産者負担金 (1/4)		
			生産者	長崎県	計
肉専用種	44,000	33,000	9,380	1,620	11,000
交 雑 種	72,000	54,000	16,960	1,040	18,000
乳 用 種	76,000	57,000	18,120	880	19,000

令和8年度事業計画 () は内数

品種区分	経営体数		農場数	登録頭数	生産者負担金額/頭数	
	肥育	一貫				
肉専用種	11 戸	10 戸	27 場	6,005 頭	58,437,400 円	6,230 頭
交 雑 種	2	0	3	3,725	59,868,800	3,530
乳 用 種	0	0	0	270	4,348,800	240
畜種複合	7	9	23	(6,845)	(88,189,340)	(6,463)
計	20	19	53	10,000	122,655,000	10,000

(5) 長崎和牛肥育素牛導入事業（県単）

長崎和牛の生産維持・拡大を図る農業者等を支援するため、一部一貫チャレンジ事業及び肥育素牛導入事業を実施し、肥育農家等に対し、増頭数に対して、県が素牛の導入経費の一部を助成するものです。

① 一部一貫チャレンジ事業

繁殖農家が県内市場導入牛及び自家保留牛を、肥育の目的で導入あるいは保留して、増頭が図られる場合に支援されます。(新規 100,000 円/頭・2年目以降 80,000 円/頭、限度 100 頭/経営体)

② 肥育素牛導入事業（県内市場導入型・一般導入型）

肥育農家が肥育を目的として、肥育素牛を導入して増頭が図られる場合、県内家畜市場からの導入で 80,000 円/頭、それ以外の市場からの導入で 50,000 円/頭が支援されます。
(限度：合算して 100 頭/経営体)

(6) 肉豚経営安定交付金制度

事務委託を希望する生産者と当協会が委託契約書を締結し、申請書類、販売報告等の業務を代行しており、本年度も引き続き飼料荷受組合等の協力を得ながら業務を実施します。

令和8年度受託予定頭数 100,000頭

<事業の概要>

① 事業の目的

養豚経営者の経営安定を図るため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額の9割を肉豚経営安定交付金として交付されます。

② 事業内容

ア 生産者積立金	1,600円/頭=1,200円(国)+64円(長崎県)+336円(生産者)
イ 交 付 額	標準的販売価格が標準的生産費の差額の9割
ウ 対 象 者	養豚経営者
エ 業務対象年間	令和6～令和8年度(3年間)
オ 契約対象頭数	年度当初に設定(四半期ごとの頭数)も設定
カ 積立金の返還	業務対象年間終了時に基金残高が生じた場合、無事戻しを実施
キ 発動計算期間	前四半期に発動がなかった場合は、通算して算定

(7) 畜産関係リース事業

(一財)畜産環境整備機構と当協会との業務委託契約に基づき、畜産環境整備リース事業及び畜産高度化支援リース事業に係る借受者に対する貸付料等の徴収、機構への納付などの業務を行います。

また、畜産関係リース事業並びに畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の新規借受希望者があれば、飼料荷受組合等と連携して推進することとします。

(8) その他の畜産振興事業の推進

畜産農家の経営安定のための各種補助事業等が新たに実施される場合は、窓口団体として、積極的に対処してまいります。

(9) 会議等の開催や出席

理事会・総会はもとより、事業の適確な推進を図るため、ブロック会議や各種畜産関係会議等に参加し、情報収集に努め、飼料荷受組合との密接な連携により生産者へ迅速に情報提供します。